

別表

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
全自動免疫染色装置	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 物品管理課	平成20年4月10日	東京都中野区中野6-15-13 株式会社日栄東海	5,900,000円	当該機器を製造しているメーカーの都内唯一の販売代理店であり、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とした。	
OCTスキャナー、シラスHD	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 物品管理課	平成20年5月30日	埼玉県さいたま市北区櫛引町 2-185-6 株式会社平和医用商会	19,425,000円	日本赤十字社会計規則第36条第3項により早急に整備する必要があるため、3社に見積りを徴して随意契約とした。	
日立X線透視撮影装置保守	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 物品管理課	平成20年6月25日	東京都千代田区外神田4-14-1 株式会社日立メディコ	4,025,000円	製造したメーカーにより実施されることが望ましいことから日本赤十字社会計規則第36条第3項の規定により随意契約とした。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。